

本市では、福島第一原子力発電所の事故により被った損害について、国・県の財政支援があった部分を除き、東京電力(株)に対し賠償請求を行ってきました。今後も、原発事故との因果関係が確認できたものや原子力損害賠償紛争審査会の追加指針等で示されたものについては追加請求していく考えであります。

しかしながら、これまでの平成 23 年度分、平成 24 年度分（詳細別紙のとおり）の賠償請求については、事故発生後三年が経過してもなお支払いは遅れており、適正かつ十分な対応とは言い難い状況であります。そのため、市の財政負担は増大しております。

つきましては、本市が被ったすべての損害に対し、早急に賠償するよう東京電力(株)へ指導するとともに、国の責任において適切で迅速な賠償が行われることを強く要望いたします。

本市では、原発事故により放射能に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされている市民が、一日でも早く震災前の生活を取り戻すため、市除染実施計画に基づき、高線量地域から除染事業を進めております。

しかしながら、除染後においても目標線量年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）未満には至っていない状況にあり、また、仮置場については、汚染土壌等の保管が長期に及ぶことが危惧され、極めて憂慮すべき事態となっております。

つきましては、本市の除染事業をより効果的に実効性をもって進めるため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 除染作業実施後も施工場所によっては、放射線量の低減がみられないところもあり、目標線量を上回る施設や住宅、また、その周辺地、更には、ホットスポット等について、目標線量となるまで国において再除染の対象とすること。
- 2 仮置場については、除染作業により発生した汚染土壌等の一時的保管場所であることから、国として工程表どおりに中間貯蔵施設を設置し、早期に全量を受け入れること。

先の東日本大震災及び原発事故は、本県の医師不足に拍車をかけ、医師、看護師等の医療従事者の流出により、健康管理体制において、これまで以上に深刻な状況をつくり出しています。

地域住民が安心して暮らすためには、将来にわたり放射線による健康不安の軽減を図るため正しい知識の普及に努め、放射線対策を講じる必要があります。

そのためには、長期にわたる健康管理体制の整備が重要であり、特に、地域医療における医師の確保は喫緊の課題であることから、下記事項について強く要望いたします。

記

- 1 医師の確保のための特別な措置を早急に講じること。
- 2 健康管理体制の整備に更に積極的に取り組むこと。

※東京電力に対しての要望事項

本市では、福島第一原子力発電所の事故により被った損害について、国・県の財政支援があった部分を除き、貴社に対し賠償請求を行ってきました。今後も、原発事故との因果関係が確認できたものや原子力損害賠償紛争審査会の追加指針等で示されたものについては追加請求していく考えであります。

しかしながら、これまでの平成 23 年度分、平成 24 年度分（詳細別紙のとおり）の賠償請求については、事故発生後三年が経過してもなお支払いは遅れており、適正かつ十分な対応とは言い難く不誠実な状況であります。そのため、市の財政負担は増大しております。

つきましては、本市が被ったすべての損害賠償に対し、早急に対応するよう強く要望いたします。